

役員等の退職金に関する規程

平成 15 年 6 月 26 日理事会決定
平成 21 年 7 月 30 日総会決議
平成 25 年 7 月 26 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「本会」という。）の常勤役員及び常勤執行委員に対する退職金について定めることを目的とする。

(支給対象)

第 2 条 退職金は、常勤役員及び常勤執行委員が退職した場合に支給することができる。
2 役員が退職金の支給を受けないうちに死亡した場合には、その退職金は民法の規定による当該役員の相続人に対し支給する。

(退職金の額)

第 3 条 退職金の額は、その者の退職時における年俸に在職年数及び 100 分の 5.9 の割合を乗じて得た額とする。
2 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職を命ぜられたときは、その者の退職金の支給については引き続き在職したものとみなす。
3 前項にかかわらず、「常勤役員及び常勤執行役員の在任年齢規程」第 4 条（特例措置）の適用を受けて在職する者は、当該適用を受けた後の退職金の額は加算されないものとする。

(在職期間の算出)

第 4 条 在職期間は、就任の日から起算し、退職の日までとする。
2 在職期間に 1 年未満の端数があるときは、1 か月あたり 12 分の 1 を在職期間に加算する。この場合、1 か月未満の端数は切り上げる。

(端数の処理)

第 5 条 退職金の額を算出するにあたり、支給額に 100 円未満の端数が生じたときは、100 円に切り上げるものとする。

(特別功労金)

第 6 条 在職中に特に功労のあった役員に対しては、第 3 条の規定により計算した退職金のほかに特別功労金を支給することができる。
2 特別功労金の額は、その都度、理事会の承認を得て、会長が定めるものとする。

(支給の時期)

第7条 退職金は、総会の承認を得た後7日以内にその金額を支払う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成21年7月30日から施行する。

附則

この規程の改正は平成25年7月26日から施行する。